

非常変災時の措置について (保存版)

風水害等で「滋賀県全域」または「甲賀市もしくは甲賀市を含む地域」に「暴風警報」または「特別警報」が発表中の場合

1. 登校前に**暴風警報・特別警報**が発表中の場合

暴風警報・特別警報の発表時における措置(滋賀県)

登校前においては児童生徒は自宅待機とし、午前7時において暴風警報または特別警報が発表中の場合は、臨時休業とする。

今後、台風が接近してきた場合等、本校でも上記の規定に基づいて次のように対応いたしますので、よろしくご配慮くださるようお願いいたします。

- ・午前7時までは自宅待機をし、午前7時のニュースで暴風警報または特別警報が出ている場合は、臨時休業とします。*テレビ等の気象情報をご確認ください。
- ・午前7時のニュースで暴風警報も特別警報も出ていない場合は、登校しますが、状況をよく見て安全に十分注意し、集合場所への集合や学校への到着が遅れることもやむを得ないものとします。
- ・午前7時までに暴風警報および特別警報が解除された場合であっても、状況によって始業時刻を繰り下げたり、臨時休業とする場合があります。その場合、時間等詳細については、伴谷東小連絡メールにて連絡をします。

その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)の発表時において、災害等の危険が予測される場合は、臨時休業、始業時刻の繰り下げおよび終業時刻の繰り上げ等の措置をとる場合があります。その場合は、伴谷東小連絡メールにて連絡をしますので、学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

2. 登校後に警報が発表された場合

- 気象情報、校区の状況や安全を考慮し、集団下校や学校待機など適切な措置を講じます。(伴谷東小連絡メールで連絡させていただきます。)
- 放課後児童クラブの児童は、放課後児童クラブ在籍者非常変災時のマニュアルに準じます。

* 保護者が不在であるご家庭におかれましては、緊急時の対応策を講じておいてください。

* 特別警報の場合は、学校待機とします。

3. 避難勧告等の発令時における措置について

午前7時において「城山中学校区内」で「避難勧告」または「避難指示」(避難準備情報は除く)が発令中の場合は、城山中学校区内の全小中学校は臨時休業とします。

【この文書は、今後の非常変災時に必要となりますので、1年間大切に保管してください】